

吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項および会社法施行規則第 183 条に定める書面)

2020 年 2 月 21 日

古河電気工業株式会社

吸収分割に係る事前開示書面

2020年2月21日

東京都千代田区丸の内二丁目2番3号
古河電気工業株式会社
代表取締役社長 小林 敬一



古河電気工業株式会社（以下、「当社」という。）は、当社が新たに設立した完全子会社であるエセックス古河マグネットワイヤジャパン株式会社（以下「承継会社」という。）との間で、2020年4月1日を効力発生日として、当社が行っている太物巻線およびポリイミドチューブの開発・販売に関する事業（但し、当社の三重事業所にある不動産、細物巻線事業、3層絶縁電線事業、保有する関連会社株式を除きます。）を承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本件分割」という。）をいたします。

本件分割に関する会社法第782条第1項および会社法施行規則第183条に定める事前開示事項は次のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項）

別添1のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号）

承継会社は、本件分割に際し、普通株式249,999,999株を新たに発行し、その全てを当社に対して割当て交付いたします。

当社に対して交付される株式の数につきましては、承継会社が当社の完全子会社であり、また、本件分割に際して承継会社が発行する株式の全てが当社に交付されることから、本件分割の前後で当社の純資産の額に変動はなく、これを任意に定めることができるものと認められるため、当社および承継会社が協議の上決定したものであり、相当であると判断しております。

また、本件分割により増加する承継会社の資本金および準備金の額は、次のとおりとします。

(1) 資本金の増加額	249,999,999円
(2) 資本準備金の増加額	0円
(3) 利益準備金の増加額	0円

上記金額は、本件分割後の承継会社における機動的な資本政策等を考慮し、会社計算規則に基づき決定したものであり、相当であると判断しています。

3. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号）

- (1) 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあつては、吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表）の内容

確定した最終事業年度はありません。承継会社の成立の日（2019年9月24日）時点の貸借対照表は、次のとおりです。

（単位：円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
現金および預金	1	純資産の部	
		資本金	1
		資本準備金	
資産合計	1	負債純資産合計	1

- (2) 吸収分割承継会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時決算報告書類等の内容

該当事項はありません。

- (3) 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

4. 吸収分割会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 183 条第 5 号）

- (1) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

当社は、2019年9月27日の取締役会において、当社、当社の完全子会社である

奥村金属株式会社および当社の連結子会社である Furukawa Metal (Thailand) Public Co., Ltd.が行っている銅管・銅管部品および銅板の開発、製造および販売に関する事業を日本産業パートナーズ株式会社が管理・運営する日本産業第五号投資事業有限責任組合等が間接的に出資する特別目的会社である CTJ ホールディングス 2 合同会社に譲渡することを決議しました。

また、当社は、2019年12月19日開催の取締役会において、2020年4月1日を効力発生日として、当社を吸収分割承継会社、当社の連結子会社である古河ファイナンス・アンド・ビジネス・サポート株式会社（以下、「FFBS」という。）を吸収分割会社とする吸収分割を行い、FFBSのグループ・ファイナンスならびに経理および資材調達に関連する事業等を承継することを決議しました。

5. 吸収分割が効力を生ずる日以後における債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第183条第6号）

(1) 当社の債務の履行の見込みについて

当社の2019年3月31日現在の貸借対照表における資産の額は469,013百万円、負債の額は304,937百万円、純資産の額は164,075百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。

また、本件分割の効力発生日までに当社の資産および負債の状態に重大な変動が生じる事態は現在のところ予測されておらず、本件分割の効力発生日において当社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点、ならびに、当社の収益状況およびキャッシュフロー等に鑑みて、当社の負担する債務については、本件分割の効力発生日以後も債務の履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 承継会社における当社から承継された債務（当社が本件分割により承継会社に承継させる債務に限る。）の履行の見込みについて

本件分割の効力発生日までに承継会社の資産および負債の状態に重大な変動が生じる事態は現在のところ予測されておらず、本件分割の効力発生日において承継会社の資産の額は負債の額を上回る見込みです。また、本件分割により承継会社が当社から承継する資産の額は承継する負債の額を上回る見込みです。

これらの点等に鑑みて、承継会社の負担する債務については、本件分割の効力発生日以後も債務の履行の見込みがあるものと判断しております。

以上



吸収分割契約書

古河電気工業株式会社（以下「甲」という。）及びエセックス古河マグネットワイヤジャパン株式会社（以下「乙」という。）は、甲が行っている太物巻線およびポリイミドチューブの開発・販売に関する事業（ただし甲の三重事業所にある不動産、細物巻線事業、3層絶縁電線事業、保有する関連会社株式を除く）（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という）に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本吸収分割）

本契約の規定に従って、甲は、吸収分割の方法により、甲が本事業に関して有する第3条第1項に定める権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次に掲げるとおりである。

（甲）吸収分割会社

商号：古河電気工業株式会社

住所：東京都千代田区丸の内二丁目2番3号

（乙）吸収分割承継会社

商号：エセックス古河マグネットワイヤジャパン株式会社

住所：東京都千代田区内神田二丁目16番8号

第3条（本吸収分割により承継する権利義務）

1. 乙が本吸収分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継対象権利義務明細表」記載のとおりとする。なお、権利義務の移転につき関係官庁その他の関係者の許認可その他承諾等を要するものについては、本効力発生日（第6条に定義する。以下同じ。）までに当該許認可その他承諾等が得られることを条件として承継する。
2. 第1条及び前項に基づき乙が甲から承継する債務として別紙「承継対象権利義務明細表」に明記されたものについては、本効力発生日において、乙が免責的にこれを引き受ける。
3. 甲は、当該承継する債務について履行その他の負担をしたとき（会社法第759条第2項に基づき履行その他の負担をしたときを含むがこれに限られない。）は、乙に対してその負担の全額について求償することができる。

4. 乙は、第1条及び第1項に基づき乙が甲から承継する債務として別紙「承継対象権利義務明細表」に明記されたもの以外の甲の債務について履行その他の負担をしたときは、甲に対してその負担の全額について求償することができる。

第4条（本吸収分割に際して発行する株式及びその割当て）

乙は、本吸収分割に際して、承継対象権利義務に代わり、普通株式 249,999,999 株を発行し、そのすべてを甲に対して割当交付する。

第5条（増加する資本金及び準備金の額）

本吸収分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------|--|
| (1) 資本金の増加額 | 249,999,999 円 |
| (2) 資本準備金の増加額 | 0 円 |
| (3) その他資本剰余金の増加額 | 会社計算規則第 37 条第 1 項に規定する株主資本等変動額から前各号に定める増加する資本金の額及び資本準備金の額の総額を控除した額 |
| (4) 利益準備金の増加額 | 0 円 |

第6条（効力発生日）

1. 本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2020年4月1日とする。但し、本吸収分割の手續の進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲乙協議の上合意することにより、本効力発生日を変更することができる。
2. 前項但書により本効力発生日を変更した場合は、変更前の本効力発生日（変更後の本効力発生日が変更前の本効力発生日前の日である場合にあっては、当該変更後の本効力発生日）の前日までに、変更後の本効力発生日を公告しなければならない。

第7条（競業禁止義務）

甲は、本効力発生日以降においても、本事業に関し、会社法第 21 条に基づく競業禁止義務を負わない。

第8条（本吸収分割の承認）

甲及び乙は、本効力発生日の前日までに、それぞれ本契約及び本吸収分割に必要な事項に関する機関決定（会社法第 319 条第 1 項に基づき株主総会の決議があったものとみなされる場合及び同法第 370 条に基づき取締役会の決議があったものとみなされる場合を含む。）

を得る。

第9条（本吸収分割の条件の変更及び本契約の解除）

本契約の締結日から本効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合は、甲乙協議の上合意することにより、本吸収分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上これを定める。

（以下余白）

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、各当事者が、それぞれ署名又は記名押印の上、各1通を保有する。

2020年2月1日

甲：東京都千代田区丸の内二丁目2番3号
古河電気工業株式会社
代表取締役社長 小林 敬一



乙：東京都千代田区内神田二丁目16番8号
エセックス古河マグネットワイヤジャパン株式会社
代表取締役社長 前川 幹徳



承継対象権利義務明細表

本効力発生日において甲から乙に承継される権利義務は、本効力発生日の前日の終了時（以下「基準時」という）における次に定める甲の権利義務とする。

1. 承継資産および負債

本効力発生日における本事業に関する一切の資産、負債およびこれらに付随する権利義務。ただし、次に記載するものは除く

- ① 現預金
- ② 土地及び土地に付随する権利義務
- ③ 建物およびその付着物
- ④ 子会社株式
- ⑤ 他の事業または他の部門と共同で使用する構築物、機械装置、車両運搬具、工具器具備品、ソフトウェア、その他の資産であって、本事業に従事するものが主な使用者でないもの
- ⑥ 社印、組織関係書類、議事録、納税申告書、帳簿その他の甲の会社組織に関連する書類、記録及び情報並びに適用法令によって甲が乙に開示若しくは移転することが禁止されている、又は適用法令によって甲が保持することが義務付けられている書類、記録及び情報
- ⑦ 本効力発生日までの期間に係る前払費用
- ⑧ 仮払金
- ⑨ 税務上の還付金
- ⑩ 本効力発生前に設計、製造又は販売された本事業に関連する製品に関して、顧客に対して負担する債務（潜在債務を含む。）
- ⑪ 適用法令に基づき甲が支払義務を負う租税債務
- ⑫ 雇用契約に関連する債務

2. 承継する知的財産権

本事業に係る甲の製造技術、ノウハウ、研究開発の成果、顧客情報等営業上の秘密その他乙が必要と認め、甲が同意する情報及び知的財産権。ただし日本以外で出願・登録済みの知的財産権あるいは日本以外で実施可能な知的財産権を除く。

3. 承継する契約関係

売買契約、製造委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約、業務委託契約、共同開発契約、知的財産関連契約その他本事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。左記には甲が乙の経営体制構築を目的として契約した一切の契約及び当該契約に基づき発生する一切の権利義務を含むが、乙の親会社となる Essex Furukawa Magnet Wire LLC により弁済されるシステム構築にかかる債務については、甲に対する弁済義務を免除されるものとする。

また、次に挙げるものは承継対象から除くものとする。

- ① 他の事業または他の部門と共同で使用する建物、設備、通信機器、事務機器類、駐車場、ソフトウェア、知的財産等であって、本事業に従事する者が主な使用者でないものに係る賃貸借契約、リース契約及び使用許諾契約並びにこれらに付帯する契約。
- ② 甲と甲の完全子会社である Furukawa Electric Magnet Wire America, Inc. と Superior Essex Holding Corp, Essex Group, Inc. および Essex Furukawa Magnet Wire LLC との間の 2019 年 12 月 17 日付 Contribution Agreement (以下「本譲渡契約」という) 又は本譲渡契約に基づき甲が締結することが予定されている各契約 (以下「本付随契約」という) によって生じる権利
- ③ 本譲渡契約及び付随契約によって生じる義務及び債務

4. 雇用契約の取り扱い

本事業に従事する甲の従業員の雇用契約は、乙に承継しない。

